

## 北信州おいしい食材フェアデジタルスタンプラリー開発業務委託 仕様書（案）

### 1 業務委託名

北信州おいしい食材フェアデジタルスタンプラリー開発業務

### 2 目的

北信地域の特産物である“アスパラガス”及び“伝統野菜”を活用した料理を年間通して提供する「北信州おいしい食材フェア 2022」の開催（令和4年4月29日（金）～12月18日（日）開催）にあたり、北信地域のおいしい食材の認知度アップと消費拡大を図るため、県内外の幅広い世代が参加できるデジタルスタンプラリーの開発を行うことを目的とする。

### 3 業務委託内容

#### (1) 業務概要

- デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー（デジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。））の開発を行う。開発にあたっては、作製方針に基づき、以下の業務を行うものとする。

①スタンプラリーWeb ページの作製

②スタンプとなる QR コードを掲載した POP の作製

#### (2) 作製方針

- スタンプラリーのキャッチコピーやデザイン等は、北信地域の特産物であるアスパラガス及び伝統野菜（ぼたんこしょう、坂井芋、常盤牛蒡、前坂大根、野沢菜、ししこしょう）の魅力が伝わるよう受託者が設定し、委託者と協議の上決定する。
- スタンプは、二次元コード（QR コード）とし、フェア参加店舗で提供される対象料理の注文により獲得できるものとする。
- 本スタンプラリーの開発期間は2回に分ける。契約締結日～令和4年3月31日までを第1開発期間とし、令和4年4月（フェア参加店舗決定後）～令和4年12月を第2開発期間とする。
- 第1開発期間では、以下の開発を行う
  - ①スタンプラリーWeb ページの作製  
（トップページ、エントリーフォーム、ログインページ、マイページ、管理者ページ）
  - ②スタンプとなる QR コードを掲載した POP の作製
- 第2開発期間では、以下の開発を行う（別途契約する）
  - ①スタンプラリーWeb ページの作製  
（店舗ページ、応募フォーム、必要に応じてその他のページの修正、変更等）

(3) ①スタンプラリーWeb ページの仕様

- ・ スタンプラリーWeb ページの構成は以下のとおりとする。
  - i) トップページ  
フェアの情報及びスタンプラリーの参加方法等を掲載したページ
  - ii) 店舗ページ  
参加店舗の一覧、各店舗の詳細情報等を掲載したページ  
※季節によってテーマ食材が変更となるため、都度、参加飲食店も変更する。
  - iii) エントリーフォーム  
スタンプラリーに参加するためのページ
  - iv) ログインページ  
不正防止・個人情報の保護のためのページ
  - v) マイページ  
スタンプ収集状況を確認できるページ
  - vi) 応募フォーム  
応募情報入力、アンケートページ  
※スタンプラリー応募期間は令和4年4月～8月、9月～12月の2回に区切って実施する。  
※スタンプは1つから応募可能とし、各期間に獲得したスタンプの数が応募口数となるようにする。(上限3つまで)
  - vii) 管理者ページ  
参加店舗変更の編集、スタンプラリー実施状況及び応募の管理のできるページ

(4) ②スタンプとなる QR コードを掲載した POP の仕様

- ・ フェア参加店舗への QR コードの設置は、卓上 POP を使用する。  
作製部数：250部（50店舗×5部）  
サイズ・形状：縦 15 cm×横 10 cm 程度・卓上 A 型看板  
用紙：紙厚 180 g/m<sup>2</sup>程度、カラー印刷

(5) 素材について

- ① スタンプラリーの開発に関し、長野県が所有する範囲内で伝統野菜等の写真の提供を行う。
- ② ページを構成するにあたり、長野県が保有する範囲内で産地・生産者及び品種等に係わる必要な情報提供を行う。
- ③ ①及び②の素材に加え、受託者があらかじめ所有する素材又は事業の委託費用の範囲内で撮影した素材も活用できるものとする。

(6) 各種手続き

- ・ 長野県から提供を行った素材を除き、著作権や肖像権等に関する手続きを行うこと。
- ・ 撮影に伴う経費は（交通費・材料費等）は全て委託料に含まれる。

#### 4 成果品等（第1開発期間分について）

(1) 履行期間

契約締結日～令和4年3月31日（木）

(2) 納品物

- ・ スタンプラリーWeb ページのトップページの公開
- ・ スタンプラリーWeb ページのデータを納めた CD-R 等の記録メディア
- ・ QR コード掲載卓上 POP 250 部

(3) 納期及び納品場所

- ・ 納期 令和4年3月31日（木）
- ・ 納品場所 長野県北信農業農村支援センター

#### 5 留意事項

- ・ 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ・ 本業務の実施にあたっては、受託者は委託者と十分調整すること。
- ・ 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じたときは、委託者と受託者がその都度協議して決定する。